

改正

平成20年3月31日要綱第16号

平成22年5月28日要綱第20号

平成24年3月30日要綱第15号

平成24年3月30日要綱第23号

平成25年3月29日要綱第13号

平成28年3月31日要綱第16号

岡垣町日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 岡垣町日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第77条に基づく地域生活支援事業として、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、岡垣町（以下「町」という。）とする。

2 町は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を確保できると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、障害者等であって、次の各号のいずれかに該当し、なおかつ介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施策の対象とならない者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者又は療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と町長が認めた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

- 2 前項に規定する者のほか、同項各号のいずれかに該当する者で、支援法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。）が町内である者は、この事業の対象とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、居住地特例地が他の市町村の区域内である者は、この事業の対象としない。

（利用の申請）

第4条 事業を利用しようとする障害者等は、日中一時支援事業利用申請書を町長に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる書類を添えることとする。ただし、町が当該書類により証明すべき事実を公簿等において確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

- （1）前条第1項各号に規定する手帳等。ただし、療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と町長が認めた者については、この限りではない。
- （2）第13条の費用負担の上限月額の算定のために必要な事項に関する書類
- （3）当該障害者等が現に指定障害福祉サービス（支援法第5条に基づくもの。以下「障害福祉サービス」という。）の支給決定を受けている場合には、当該支給決定に係る受給者証（支援法第22条第8項に規定する受給者証をいう。）
- （4）当該障害者等が現に岡垣町移動支援事業実施要綱（平成18年岡垣町要綱第22号）に基づく事業又は岡垣町地域活動支援センター事業実施要綱（平成20年岡垣町要綱第14号）に基づく事業（以下「移動支援事業等」という。）の利用決定を受けている場合には、当該利用決定通知書

- 2 前項の申請は原則として当該障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）が行うものとする。

（利用の決定）

第5条 町長は、前条に規定する申請があつた場合は、その必要性を検討し、利用の可否の決定を行うものとする。

- 2 町長は、当該障害者等の心身その他の状況及びその置かれている環境等を十分に勘案して、月を単位として利用するサービスの量（以下「支給量」という。）を決定するものとする。
- 3 町長は、前条第1項第2号の規定による当該書類により、第13条に規定する費用負担の上限月額を決定するものとする。

4 町長は、前条第1項第3号の規定による当該書類により、障害支援区分（支援法第21条第1項に規定する障害支援区分をいう。以下同じ。）を決定する。

5 町長は、利用の可否、支給量、費用負担の上限月額及び障害支援区分を決定したときは、日中一時支援事業利用決定（却下）通知書により、申請者に通知するとともに、日中一時支援事業利用登録者名簿に登載する。

（利用決定の有効期限及び更新申請）

第6条 前条の規定による利用決定の認定期間は、原則、決定を行った日から起算して1年が満了する日の属する月の末日とする。ただし、決定を行った日が月の初日の場合は、1年が満了する前月の末日とする。

2 申請者が障害福祉サービス又は移動支援事業等（以下「障害福祉サービス等」という。）の支給決定を受けている場合、又は同時に受けようとしている場合は、前項の期間の終期を障害福祉サービス等の支給決定期間の終期の月に合わせることにする。

3 前条で利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了1ヶ月前までに第4条に規定する申請を行わなければならない。

（利用者等の義務等）

第7条 利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）は、事業の目的に沿った制度の利用に努めるとともに、事業の遂行に協力しなければならない。

2 町長は、利用者等が前項の規定に違反していると認めるときは、利用者等に対して必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

（利用決定内容の変更）

第8条 利用者は、事業の利用決定の内容について、変更を希望する場合は、第4条の規定に準じて、あらかじめ、町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項による申し出を受けた場合、第5条の規定に準じて必要な決定を行い、利用者へ通知するものとする。

（届出）

第9条 利用者等は次の各号のいずれかに該当する場合には、日中一時支援事業利用変更（廃止）届により速やかに町長に届けなければならない。

（1）利用者が、福祉施設に入所した場合及び医療機関等に入院した場合又は死亡した場合

（2）利用者等の属する世帯に著しい事情の変化が生じた場合

(3) 利用者等の住所等を変更した場合

(4) 利用を中止しようとする場合

(利用決定の取り消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条に規定する届け出があつて事業を利用する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに利用決定を取り消し、利用決定取消通知書により当該利用者等に通知するものとする。

(1) この事業の対象者でなくなつた場合

(2) 第7条第2項の規定により求めた是正措置が講じられないとき。

(3) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合

(4) その他町長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第11条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示し、直接依頼するものとする。なお、障害福祉サービス等を利用している時間は、事業の利用はできないものとする。

(費用の負担)

第12条 利用者は、事業の利用に要する費用の1割の額を事業者に支払うものとする。ただし、その額の1ヶ月の合計額は、第13条で定める費用負担の上限月額を超えない額とする。

2 事業の利用に要する費用は、利用者1人につき障害福祉サービスの短期入所事業の報酬単価を準用し算定した単価（事業所の所在地により別途厚生労働省が定める割合を加算する。以下「単価」という。）により、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 4時間未満は単価の1/4の額

(2) 4時間以上8時間未満は単価の2/4の額

(3) 8時間以上は単価の3/4の額

(費用負担の上限月額)

第13条 前条のサービスの利用にかかる費用負担の上限月額は、移動支援事業等と併せ、別表に定める上限月額とする。

(委託料)

第14条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合の委託料は第12条第2項及び第3項に定める費用から第12条第1項に規定する利用者負担金を差し引いた金額とする。

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月にかかる委託料を一

括して請求するものとする。

3 町長は前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

(遵守事項)

第15条 事業者は、利用者に対して提供するサービスに関する事前説明を十分に行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長および家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、この事業を行うため、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する、必要な帳簿を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者等は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

7 事業者及び従業員は、岡垣町個人情報保護条例（平成17年岡垣町条例第10号）第10条に基づく個人情報保護のために必要な措置を講じるとともに、その業務を行うに当たっては、障害者等の人格を尊重してこれを行わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日要綱第16号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日要綱第20号）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日要綱第15号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日要綱第23号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第13号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日要綱第16号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表（第12条、第13条関係）

区分	利用者の属する世帯	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯	0 円
低所得	当該年度（4 月から 6 月までの間の利用については前年度）の市町村民税が非課税である世帯	0 円
一般 1	利用者が障害児であって、当該年度（4 月から 6 月までの間の利用については前年度）の市町村民税の所得割の額を合算した額が28万円未満である世帯	4,600円
	利用者が障害者であって、当該年度（4 月から 6 月までの間の利用については前年度）の市町村民税の所得割の額を合算した額が16万円未満である世帯	9,300円
一般 2	上欄に掲げる世帯以外の世帯	37,200円
備考	この表における世帯及び市町村民税の所得割の範囲は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に準ずる。	